

重要なお知らせ

INFORMATION

初診時および再診時の 特別料金（選定療養費）について

（令和4年10月1日から）

初診時の選定療養費

他の医療機関から紹介状を持参せずに受診された場合

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日より

医科 5,500円
（消費税込み）

医科

7,700円
（消費税込み）

歯科 3,300円
（消費税込み）

歯科

5,500円
（消費税込み）

再診時の選定療養費

状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出後も当院での受診を希望し、受診される場合

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日より

医科 徴収せず

医科

3,300円
（消費税込み）

歯科 徴収せず

歯科

2,090円
（消費税込み）

※令和4年9月30日までは、再診時の選定療養費は徴収いたしません。
令和4年10月1日からは、義務付けられますので、上記の再診時の選定療養費を徴収させていただきます。

徴収の対象とならない場合もございますので詳しくは医事課までお問い合わせください。

※この制度は入院等が必要な重症患者さんの直接受診を制限するものではなく、地域の医療機関等の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。